

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第91号

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県情報公開条例施行規則（平成12年香川県規則第148号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の減免) 第11条 条例第17条第1項ただし書(条例第20条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)～(5) 略 2・3 略</p> <p>第12号様式(第12条関係) (日本工業規格A列4番)</p> <p>行政文書公開手数料減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県知事 (出先機関の長) 殿</p> <p>申請者 住所 (〒)</p> <p>氏 名</p> <p>(団体にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 電話番号 () -</p> <p>年 月 日付けで行った行政文書の公開請求(公開の申出)に関し、その全部又は一部が公開される行政文書について、<u>香川県情報公開条例第17条第1項ただし書の規定による手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。</u></p> <p>略</p>	<p>(手数料の減免) 第11条 条例第17条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)～(5) 略 2・3 略</p> <p>第12号様式(第12条関係) (日本工業規格A列4番)</p> <p>行政文書公開手数料減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県知事 (出先機関の長) 殿</p> <p>申請者 住所 (〒)</p> <p>氏 名</p> <p>(団体にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 電話番号 () -</p> <p>年 月 日付けで行った行政文書の公開請求(公開の申出)に関し、その全部又は一部が公開される行政文書について、<u>香川県情報公開条例第17条第1項の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。</u></p> <p>略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第12号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。